

給与勧告の仕組みと本年の勧告のポイント

平成28年10月
群馬県人事委員会

目次



1 給与勧告の仕組みと本年の給与改定

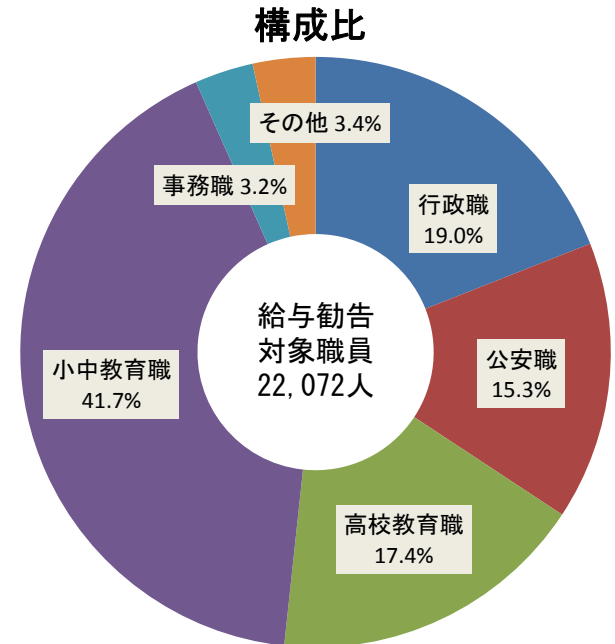
①	給与勧告の対象職員	1
②	給与勧告の手順	2
③	職種別民間給与実態調査の概要	3
④	月例給の比較方法（ラスパイレス比較）	4
⑤	民間給与との較差	6
⑥	本年の給与改定	7
⑦	職員（一般行政職員）モデル給与例	8
⑧	最近の給与勧告の状況（一般行政職員）	9

2	扶養手当の見直し	10
---	----------	----

1-① 給与勧告の対象職員

平成28年4月1日現在の給与勧告対象職員(注1)は、22,072人(平均年齢43.4歳)です。
 このうち、民間給与との比較を行っている一般行政職員(注2)は、4,816人(平均年齢44.0歳)で、上記職員の21.8%となっています。

給料表	職員の例	職員数	平均年齢
行政職	県庁等の行政職員	4,197人	43.7歳
公安職	警察官	3,368人	38.2歳
研究職	試験場等の研究職員	287人	43.2歳
医療職(一)	保健福祉事務所等の 医師・歯科医師	23人	45.1歳
医療職(二)	保健福祉事務所等の 獣医師・薬剤師等	141人	44.6歳
医療職(三)	保健福祉事務所等の 保健師・看護師等	66人	45.5歳
大学学長職	県立大学の学長	2人	49.5歳
大学教育職	県立大学の教授・准教授等	128人	
福祉職	児童福祉施設の 児童自立支援専門員等	46人	39.6歳
高等学校 教育職	高等学校・特別支援学校等の 校長・教員	3,846人	45.1歳
小学校中学校 教育職	小学校・中学校等の 校長・教員	9,196人	44.5歳
栄養職	小学校・中学校等の 学校栄養職員	63人	40.6歳
事務職	小学校・高等学校等の 学校事務職員	709人	42.5歳
計		22,072人	43.4歳

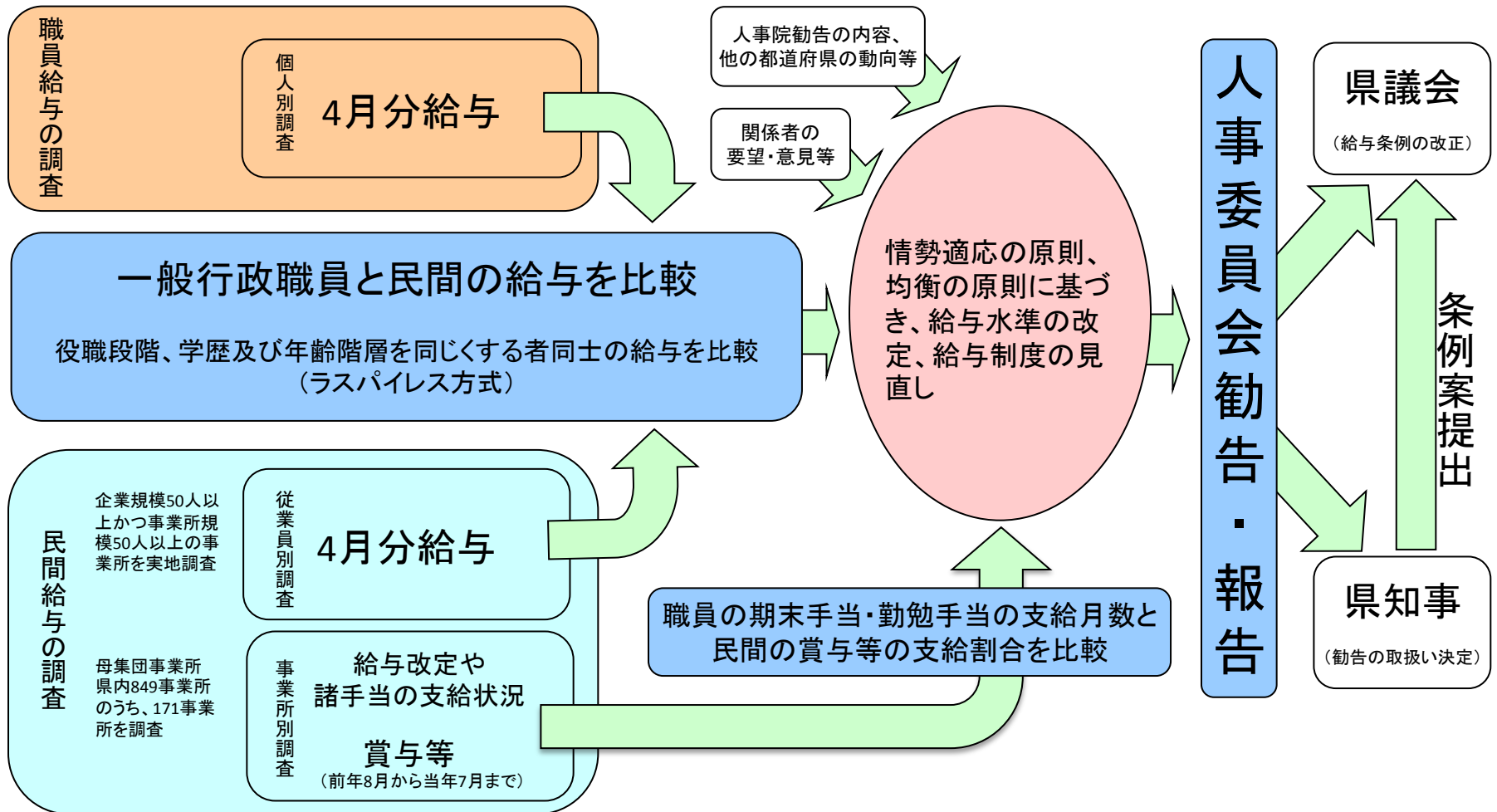


- (注) 1 平成28年職員給与等実態調査の対象職員(常勤職員で、休職、育児休業、臨時的任用及び再任用等の職員を除く。)から、勧告対象外の技能労務職員(94人)を除いたもの
 ※ 企業職員(企業局・病院局で約1,400人)は、当該調査及び勧告いずれも対象外
 2 行政職給料表又は事務職給料表の適用を受ける職員(本年度の新規学卒の採用者(90人)を除く。)
 3 平均年齢は、平成28年4月1日現在の満年齢による

1-② 給与勧告の手順

人事委員会では、職員と民間の4月分の給与(月例給)を調査した上で、精密に比較し、職員の給与水準を民間の給与水準に合わせることを基本とし、人事院勧告の内容や他の都道府県の動向等を踏まえて勧告を行っています。

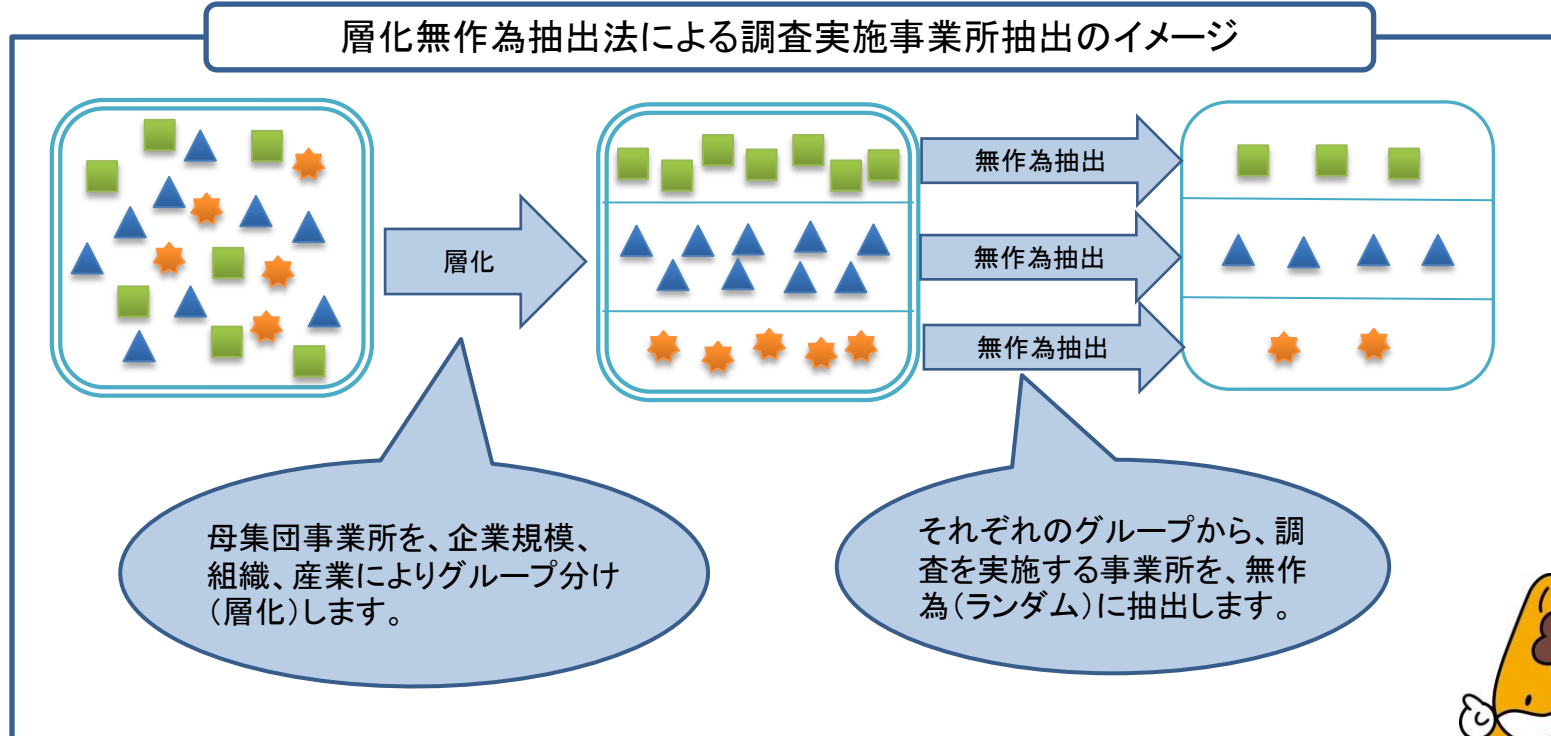
また、ボーナスについても、民間の賞与等の過去1年間(前年8月から当年7月まで)の支給実績を精確に把握し、民間の年間支給割合に職員の期末手当・勤勉手当の年間支給月数を合わせることを基本に勧告を行っています。



1-③ 職種別民間給与実態調査の概要

企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内民間事業所849事業所のうち、層化無作為抽出法によって抽出した171事業所について、本年4月分として支給された給与の額を従業員別に調査したほか、賞与等の支給状況や給与改定の状況などを事業所別に調査しました。集計に当たっての総計や平均値の算出については、全て抽出率の逆数を乗じ母集団に復元して行いました。

層化無作為抽出法による調査実施事業所抽出のイメージ



群馬県のマスコット「ぐんまちゃん」

1-④ 月例給の比較方法(ラスパイレス比較)①

一般的に、給与決定に重要な影響を与えていると考えられるのは、職種を始め、役職段階、学歴、年齢といった要素ですが、県と民間事業所では人員構成が異なっているため、要素ごとの単純な平均値では適切に比較することができません。

このため、職員と民間事業所従業員の月例給を比較する際は、ラスパイレス方式によっています。

【単純平均による比較の例】

年齢	A社		B社	
	人数	平均給与月額	人数	平均給与月額
20歳	10人	20万円	20人	21万円
30歳	30人	30万円	20人	31万円
40歳	20人	40万円	50人	41万円
50歳	40人	50万円	10人	51万円
計	100人	39万円	100人	36万円

全体の平均は、
A社の方が3万円高い

年齢別では、
B社の方が1万円高い

同じ人員構成
として比較



【ラスパイレス比較のイメージ】

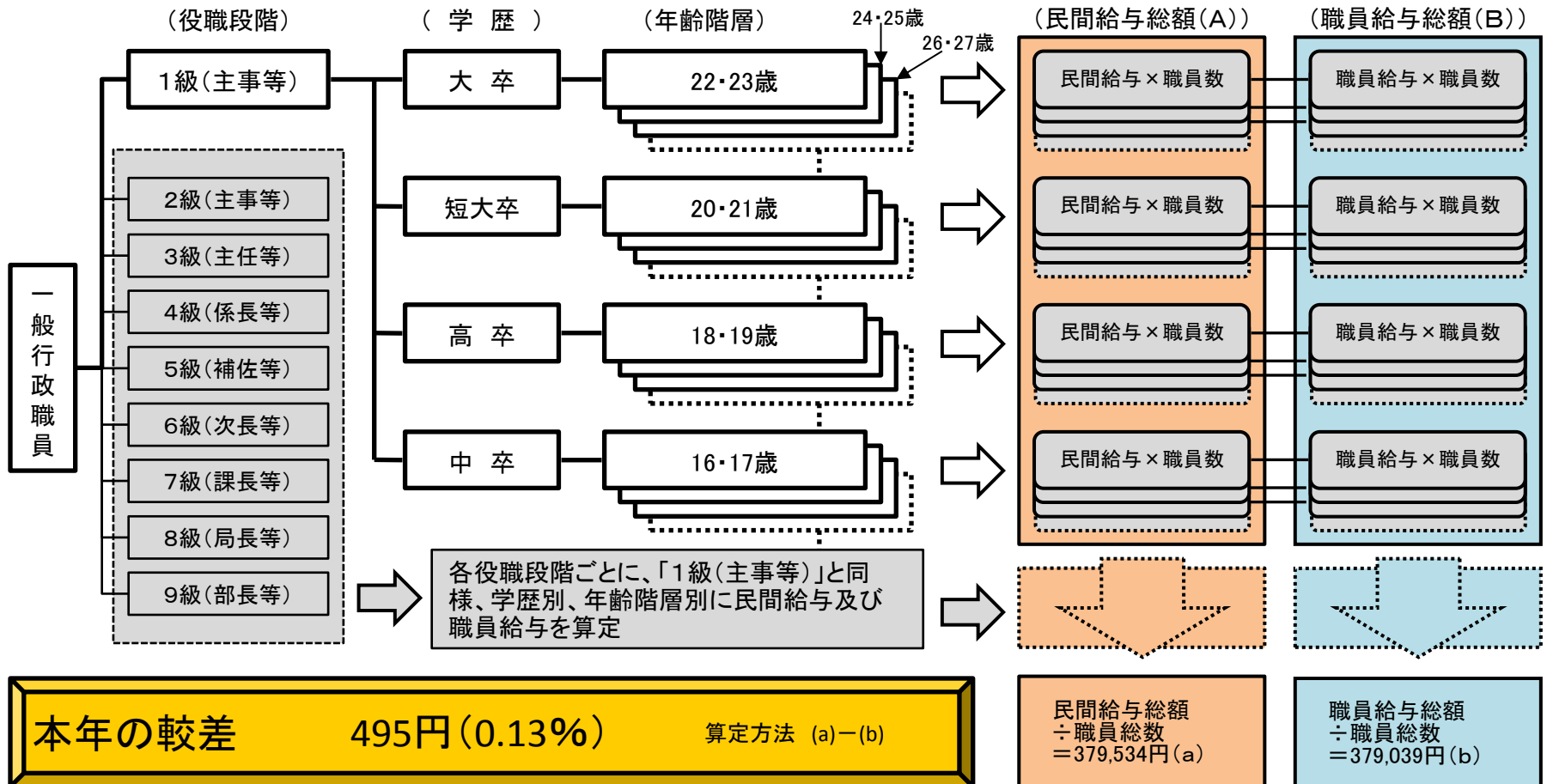
A社とB社の年齢別人数を合わせる

年齢	A社		B社	
	人数	平均給与月額	人数	平均給与月額
20歳	10人	20万円	10人	21万円
30歳	30人	30万円	30人	31万円
40歳	20人	40万円	20人	41万円
50歳	40人	50万円	40人	51万円
計	100人	39万円	100人	40万円

人員構成を合わせた場合で比較すると、
全体の平均、年齢別ともにB社の方が1万円高い

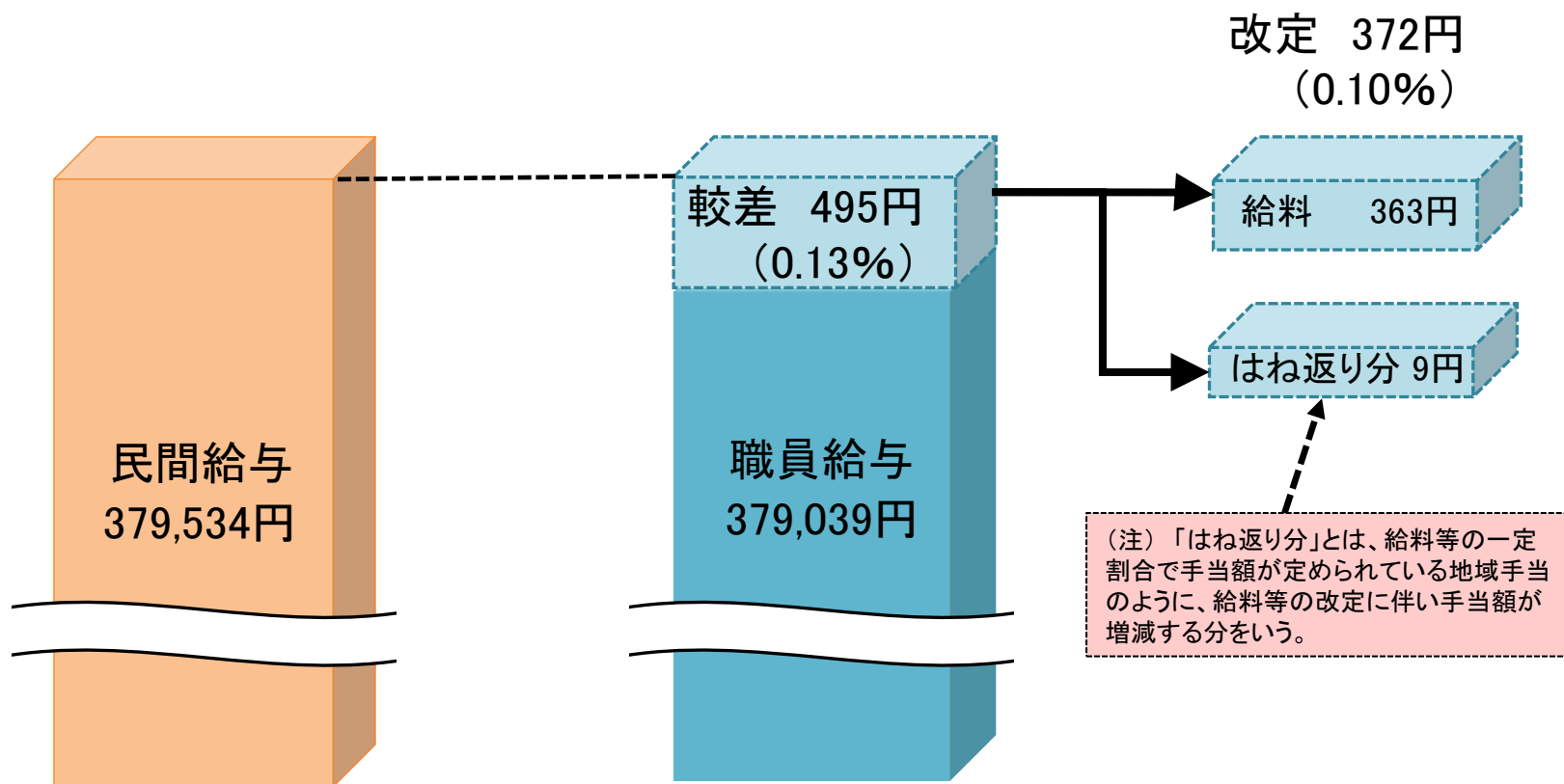
1-④ 月例給の比較方法(ラスパイレス比較)②

月例給の民間給与との比較(ラスパイレス比較)においては、個々の職員(一般行政職員)に民間の給与額を支給したとすれば、これに要する支給総額(A)が、現に支払っている職員の支給総額(B)に比べてどの程度の差があるかを算出しています。
 具体的には、以下のとおり、役職段階、学歴、年齢階層別の職員の平均給与と、これと条件を同じくする民間の平均給与のそれぞれに職員数を乗じた総額を算出し、両者の水準を比較しています。



1-⑤ 民間給与との較差

本年4月の民間給与との較差495円(0.13%)、人事院勧告等を踏まえ、以下のとおり給料を引き上げる勧告を行いました。



(注) 民間給与は、個々の職員に民間水準の給与額を支給とした場合の額

1-⑥ 本年の給与改定

月例給、ボーナスともに引上げ

- 民間給与との較差（0.13%）、人事院勧告等を踏まえ、給料表の水準を引上げ
- 民間の支給割合に見合うよう、ボーナスを引上げ（0.1月分）、勤勉手当に配分

1 給料表

- (1) 行政職給料表
人事院勧告に準じて改定（平均改定率0.2%）
- (2) その他の給料表
行政職給料表との均衡を基本としつつ、本県の実情を踏まえて改定
（大学学長職給料表は改定なし）

2 初任給調整手当

医師の適切な給与水準を確保するため、人事院勧告に準じて支給上限額を改定

3 ボーナス

民間の支給割合に見合うよう引上げ（4.20月→4.30月）
民間の支給状況、人事院勧告等を踏まえ、引上げ分を勤勉手当に配分

4 実施時期

給料表及び初任給調整手当：平成28年4月1日　ボーナス：平成28年12月1日

1－⑦ 職員（一般行政職員）モデル給与例

職務段階	年齢	家族構成	勧告前		勧告後		年間給与額の差
			月額	年間給与	月額	年間給与	
主事	25歳	独身	199,567円	323.3万円	201,105円	327.8万円	4.5万円
主任	35歳	配偶者、子供1人	326,462円	535.3万円	326,975円	539.6万円	4.3万円
係長	45歳	配偶者、子供2人	402,210円	667.4万円	402,620円	672.4万円	5.0万円
補佐	50歳	配偶者、子供2人	426,810円	708.2万円	427,220円	713.6万円	5.4万円
課長	55歳	配偶者	502,165円	805.1万円	502,569円	810.5万円	5.4万円
部長	58歳	配偶者	647,138円	1,084.8万円	647,543円	1,092.8万円	8.0万円
平均	44.0歳	—	379,039円	622.5万円	379,411円	627.1万円	4.6万円
	(43.9歳)		(379,004円)	(618.6万円)	(379,879円)	(624.0万円)	(5.4万円)

- (注) 1 モデル給与例の月額及び年間給与は、給料月額、扶養手当、管理職手当及び地域手当(2.5%)を基礎に算出
 2 年齢は、平成28年4月1日現在の満年齢
 3 「平均」欄の()内は、昨年のも

1－⑧ 最近の給与勧告の状況（一般行政職員）

	月例給	期末手当・勤勉手当(ボーナス)		平均年間給与	
	勧告率	年間支給月数	対前年比増減	増減額	率
平成18年	勧告なし(注1)	4.45月	—	—	—
平成19年	0.12%	4.50月	0.05月	2.8万円	0.4%
平成20年	勧告なし(注2)	4.50月	—	—	—
平成21年	▲ 0.29%	4.15月	▲ 0.35月	▲16.1万円	▲2.5%
平成22年	▲ 0.28%	3.95月	▲ 0.20月	▲9.9万円	▲1.5%
平成23年	▲ 0.30%	3.95月	—	▲1.9万円	▲0.3%
平成24年	勧告なし(注3)	3.95月	—	—	—
平成25年	勧告なし(注4)	3.95月	—	—	—
平成26年	0.23%	4.10月	0.15月	7.4万円	1.2%
平成27年	0.23%	4.20月	0.10月	5.4万円	0.9%
平成28年	0.10%	4.30月	0.10月	4.6万円	0.7%

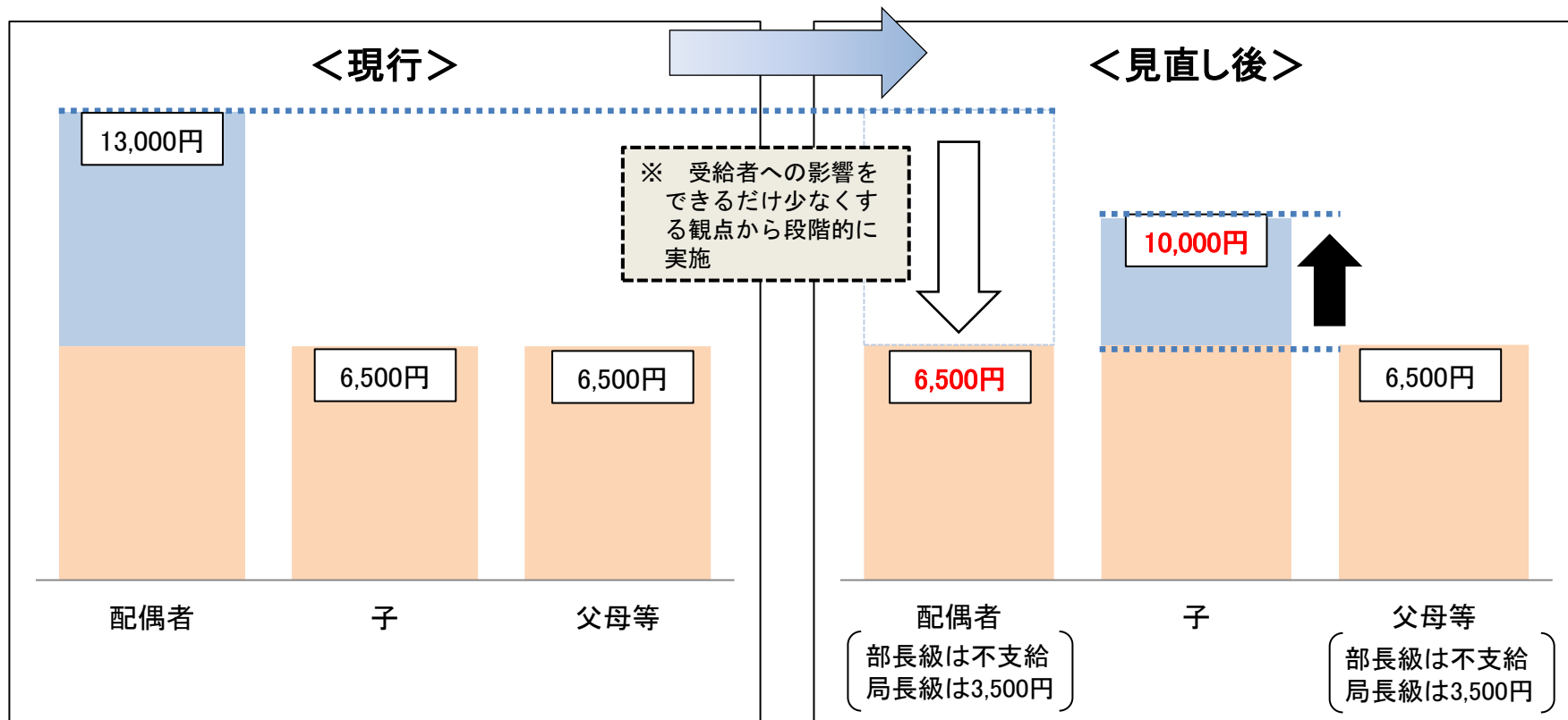
- (注) 1 民間給与との較差は、0.01%。水準改定以外の勧告(給与構造改革に関する改定)あり
 2 民間給与との較差は、0.03%。水準改定以外の勧告(医師の初任給調整手当改定)あり
 3 民間給与との較差は、0.02%。水準改定以外の勧告(昇給制度の改正)あり
 4 民間給与との較差は、0.01%。水準改定以外の勧告(給与構造改革における経過措置額の廃止)あり

2 扶養手当の見直し①

見直しのポイント

配偶者に係る手当額を他の扶養親族に係る手当額と同額まで減額し、子に係る手当額を引上げ(配偶者及び父母等:6,500円、子:10,000円)

部長級(行政職給料表9級相当)の職員は、子以外の扶養親族に係る手当を不支給。局長級(行政職給料表8級相当)の職員には、3,500円支給



2 扶養手当の見直し②

各年度における扶養手当の手当額

(単位:円)

扶養親族		年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度 以降
配偶者	行政職給料表7級以下		13,000	10,000	6,500	6,500	6,500
	行政職給料表8級		13,000	10,000	6,500	3,500	3,500
	行政職給料表9級		13,000	10,000	6,500	3,500	(支給しない)
子			6,500	8,000	10,000	10,000	10,000
父母等	行政職給料表7級以下		6,500	6,500	6,500	6,500	6,500
	行政職給料表8級		6,500	6,500	6,500	3,500	3,500
	行政職給料表9級		6,500	6,500	6,500	3,500	(支給しない)

(注)1 「行政職給料表7級」、「行政職給料表8級」及び「行政職給料表9級」には、これらに相当する職務の級を含む。

2 職員に配偶者がいない場合の扶養親族1人に係る手当額については、平成28年度は11,000円、平成29年度は子10,000円・父母等9,000円、平成30年度以降はこの表に掲げる子又は父母等の額とする。